

平成28年3月31日

大臣官房官庁営繕部

営繕工事写真撮影要領を改定

～基礎くい工事の適切な施工確保（告示）を考慮～

昨年発生した基礎杭工事に係る問題を受け、建設業法に基づく告示が3月4日に制定され、「杭の支持層への到達」及び「施工記録」に係る一般的な事項が定められています。これを受け、別添の撮影対象表の見直しを行い、3月31日にホームページに掲載しました。

同時に、標準仕様書の改定に伴い一部改定。

改定の概要

- ① 「地業工事」の杭地業について
 - ・告示に記載の「取得すべき施工記録が取得できない場合」の代替えとしての写真内容を追加（「アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ」等）。
 - ・告示に記載の「施工記録の確認」に係る項目を追加（「杭周固定液の調合・計量」等）。
 - ・現行の撮影対象表の写真内容を明確化（「アースオーガーの水平・鉛直確認」、「掘削土質の確認」等）。
 - ・杭の種類毎に整理。
- ② 「鉄筋工事」の材料について「機械式継手」「溶接継手」を追加。
- ③ 標準仕様書の構成に合わせ、「街きよ・縁石及び側溝等」を「舗装工事」から「排水工事」へ移項。
- ③ 標準仕様書に合わせ、「舗装工事」の透水性アスファルト舗装を削除。

営繕工事写真撮影要領のアドレス

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html#2-8

【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部 TEL:03-5253-8111、FAX:03-5253-1544
整備課 橋（内線 23-463）、新井（内線 23-465）